

重要事項説明書類

アイエスジー株式会社 20230701版

電気需給の条件

◆ 事業者について									
小売電気事業者 (連絡先)	アイエスジー株式会社(登録番号 A-0622) ISGでんき事務局 Tel : 0120-659-705 E-mail : isg-info@isg.inc 営業日・受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日を除く) 10時00分～17時00分 〒273-0047 千葉県船橋市藤原3-16-17								
お取扱店	上記小売電気事業者とお客様との電気需給契約の締結を媒介する場合、以下の方法にてお取扱店情報をお伝えします。 <ul style="list-style-type: none">●ウェブサイトを通じてお申込のお客様 : お申込確認画面をご参照ください。●その他のお客様 : 別紙をご参照ください。								
◆ 契約内容について									
お申込方法	弊社が指定するウェブサイトまたはお申込書に必要事項を記入の上、弊社またはお取扱店までご提出ください。								
供給エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の送配電エリア内								
供給開始予定	弊社が別途通知する日(ただし、一般送配電事業者の切替業務の進捗に応じ供給開始が遅れる可能性があります。)								
契約プラン	<p>弊社は、次に掲げる契約種別でお客様が使用する電気(LNG火力等を含む電源から調達した電気)の全量に再生可能エネルギー指定の非化石証書を付すことで、実質再生可能エネルギー100%の電気を提供いたします。この再生可能エネルギー指定の非化石証書は、主として千葉県および茨城県の再生可能エネルギー発電を指定する方針としており、地域の再生可能エネルギー発電を推進してまいります。なお、非化石価値取引市場の価格や入札量の動向により必ずしも全量を賅えない可能性や、千葉県および茨城県の外の発電所からの非化石証書となる場合があります。非化石証書の使用の実績については、毎年度ごと(4月から翌年3月まで)所定のウェブサイトにて公表いたします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>契約種別</th><th>契約電力等・供給電圧(周波数はいずれも50ヘルツ)</th></tr></thead><tbody><tr><td>グリーンプランB (従量電灯B相当)</td><td>10アンペア以上、60アンペア以下 100ボルト・200ボルト</td></tr><tr><td>グリーンプランC (従量電灯C相当)</td><td>6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満 100ボルト・200ボルト</td></tr><tr><td>グリーン動力プラン (低圧電力)</td><td>50キロワット未満 100ボルト・200ボルト</td></tr></tbody></table> <p>各プランの詳細については電気供給約款をご確認ください。各料金単価は以下のとおりです。</p>	契約種別	契約電力等・供給電圧(周波数はいずれも50ヘルツ)	グリーンプランB (従量電灯B相当)	10アンペア以上、60アンペア以下 100ボルト・200ボルト	グリーンプランC (従量電灯C相当)	6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満 100ボルト・200ボルト	グリーン動力プラン (低圧電力)	50キロワット未満 100ボルト・200ボルト
契約種別	契約電力等・供給電圧(周波数はいずれも50ヘルツ)								
グリーンプランB (従量電灯B相当)	10アンペア以上、60アンペア以下 100ボルト・200ボルト								
グリーンプランC (従量電灯C相当)	6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満 100ボルト・200ボルト								
グリーン動力プラン (低圧電力)	50キロワット未満 100ボルト・200ボルト								

グリーンプランB 基本料金

契約電流	月額料金(消費税等込)
10アンペア	286円00銭
15アンペア	429円00銭
20アンペア	572円00銭
30アンペア	858円00銭
40アンペア	1,144円00銭
50アンペア	1,430円00銭
60アンペア	1,716円00銭

グリーンプランB 電力量料金

従量区分	電力量料金単価(消費税等込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34円87銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	41円47銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	45円56銭

グリーンプランC 基本料金

契約容量	月額単価(消費税等込)
1キロボルトアンペアにつき	286円00銭

グリーンプランC 電力量料金

従量区分	電力量料金単価(消費税等込)
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34円87銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき	41円47銭
300キロワット時を超える1キロワット時につき	45円56銭

グリーン動カプラン 基本料金

契約容量	月額単価(消費税等込)
1キロワットにつき	1,122円00銭

グリーン動カプラン 電力量料金

従量区分	月額単価(消費税等込)	
	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円33銭	30円76銭

<p>グリーン動カプラン負荷率割引:負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に1キロワットにつき一律で適用いたします。</p>	
1か月の使用電力量	負荷率割引単価(消費税等込)
1キロワットあたり70キロワット時以下のとき1キロワットにつき	110円00銭
1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき	適用外
<p>力率割引および割増し:ございません。 グリーン動カプランでは、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	

調達費調整額	<p>弊社が供給する電気は、固定価格による調達と、一般社団法人日本卸電力取引所におけるスポット市場からの調達とを組み合わせています。日本卸電力取引所のスポット市場価格は、供給日前日にブラインドシングルプライスオークションにより決められ、1日24時間を30分毎に48コマに分け1コマごとに入札を行いますので1日の中で30分毎に価格が異なります。また、その価格は時間帯や季節、各地の発電状況や電力の需給バランス、その他の要因により大きく変動することがあります。このため変動する1か月間の調達費の総額を同期間の供給電力の総量で除した調達価格と、調達基準価格との差を調達費調整単価とし、電気料金に反映するものいたします。その1か月の使用電力量に、調達費調整単価を適用して算定した額を調達費調整額といたします。</p>
--------	--

料金・支払方法	<p>料金は、基本料金+電力量料金+割引料金+調達費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金+消費税相当額とします。(詳細は電気供給約款をご確認ください。)</p> <p>支払方法は、原則として口座振替およびクレジットカード払いとし、弊社が所定のウェブサイトの掲載により請求を行った月の27日までにお支払いいただけます。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客様の責任としてご負担いただく費用等は、その都度所定の方法によりお支払いいただけます。また、何らかの理由によりご登録の口座振替及びクレジットカードでのお支払いがされなかった場合、払込票もしくは銀行振込等の当社指定の方法によりお支払いいただけます。なお、その際にかかる手数料(払込票は500円+消費税等、振込手数料は各金融機関所定の手数料)はお客様負担とさせていただきます。</p>
---------	---

料金の算定期間等	<p>原則として、算定期間は前月の検針/計量日から当月の検針/計量日までとします。なお、契約の開始・終了の際には、日割り計算を行います。計量は一般送配電事業者の設置する計量器により行い、計量器の故障等により計量値が正しく得られない場合には、協議により決定した値とします。</p>
----------	---

契約期間	<p>契約成立時より1年間とし、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は自動更新されます。</p>
------	--

◆一般送配電事業者に対するお客様の責任

お客様のご負担	<p>供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更等、お客様の都合に伴う工事費等について、弊社が一般送配電事業者から負担を求められた場合には、お客様にその費用を負担していただくことがあります。</p>
---------	--

お客様のご協力	<p>一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づきご協力を頂くことがあります。具体的には電気の供給に伴う設備の施設場所の無償提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生ずる恐れがある場合等で必要がある場合の立ち入り業務等があります。</p>
---------	---

◆契約の変更および解除等

お客様からの契約の変更等	<p>ご連絡は1ページ目に記載の連絡先までお願いいたします。</p> <p>お手続きは、以下の期限までにお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 解約: 原則として解約日の15日前まで なお、途中解約による違約金等は原則ございません。 ● 変更: 原則として変更日の3か月前まで(ただし、過去に契約変更を行ったお客様は、過去の契約内容の変更日から1年間が経過した日以降を希望日とする場合に限り、お申し出いただけます。なお、変更のお申し出については、お受けできるか弊社から別途ご連絡いたします。)
--------------	--

<p>弊社からの契約変更等</p>	<p>弊社が解約する場合には、解約日の15日前までにご連絡いたします。</p> <p>また、お客様が電気需給契約を履行されなかった場合、お客様が電気料金の支払期日を20日経過してなお支払わない場合等のとき、弊社は催告なく契約を解除することがあります。</p>
<p>◆その他特記事項</p>	
<p>電気供給約款の適用および変更</p>	<p>電気供給約款は、電気需給契約における電気料金その他の供給条件を定めたものとして電気需給契約の内容といたします。供給条件については、本説明書の他、電気供給約款の内容をご確認ください。また、弊社が必要と判断した場合には、電気供給約款を変更することがあります。この場合には、変更後の電気供給約款が電気需給契約の内容となります。</p> <p>なお、弊社は電気供給約款を変更する際には、所定のウェブサイト等を通じてお客様に予めお伝えいたします。電気料金の変更を伴う際には、お客様は電気供給約款に定める手続きに従い、電気需給契約を解約することができます。</p>
<p>クーリングオフに関する事項</p>	<p>お客様が電気需給契約を訪問販売・電話勧誘にてお申込みをされた場合、特定商取引に関する法律および同施行令等により、当該契約のクーリングオフを行うことができます。クーリングオフをご希望のお客様は、本説明書を受け取られた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録(電子メール等)により申込の撤回を行うことができ、その効力は書面または電磁的記録(電子メール等)による通知を発信したとき(郵送の場合は郵便局受付日)から発生します。</p> <p>この場合お客様は、損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。また、すでに提供を受けた役務の対価やその他費用などの支払い義務はありません。なお、お客様がすでに代金および対価の一部または全部を支払っている場合、弊社は速やかにその金額を返還いたします。さらに、役務の提供に伴い土地または建物その他の工作物の原状が変更された場合、お客様は無償で元の状態に戻すよう請求することができます。</p> <p>書面にてクーリングオフを行う場合は、ハガキ等にご住所、ご契約者名を記載の上、アイエスジー株式会社 ISGでんき事務局宛にて郵送してください。※確実に送達するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨いたします。なお、郵送費用はお客様のご負担となります。</p> <p>電磁的記録(電子メール等)にてクーリングオフを行う場合は、文面にクーリングオフ希望の旨を明示し、ご住所、ご契約者名を記載の上お送りください。</p> <p>書面の場合の送付先: 〒273-0047 千葉県船橋市藤原3-16-17 アイエスジー株式会社 ISGでんき事務局 宛 電子メールの送信先: アイエスジー株式会社 ISGでんき事務局 アドレス: isg-info@isg.inc</p>
<p>債権譲渡および個人情報の第三者提供の承諾</p>	<p>弊社は、電気料金債権等を第三者(代理請求事業者)に譲渡する場合があります。当該債権譲渡について、お客様は電気需給契約の申込みをもって予め承諾したものとし、弊社は個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することがあります。なお、債権譲渡が行われる場合には、支払方法等が変更されることがあります。</p> <p>お客様は、弊社が代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名・住所・請求金額等の情報(代理請求事業者がお客様へ電気料金を請求するために必要な情報に限り)を弊社が代理請求事業者へ提供することに、上記申込みをもって予め同意したものとします。</p> <p>お客様は、弊社が代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(お客様から代理請求事業者への支払結果に関する情報に限り)を代理請求事業者が弊社に提供する場合があることに、上記申込みをもって予め同意したものとします。</p>
<p>セット販売について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同一の需要場所において、電気需給契約とガス供給契約とを弊社と締結する場合は、セット割引の適用があります。条件や詳細は別途ISGでんき付帯割引約款をご確認ください。 お取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は弊社が行い、お取扱店のサービスはお取扱店が行います。セット割引・キャンペーン割引・キャッシュバック等のサービスをお取扱店が提供する場合がありますが、これらのサービスは弊社ではなくお取扱店の責任で行いますので、その内容・手続等については、お取扱店にお問い合わせの上、ご確認ください。なお、弊社は、お取扱店のサービスの提供を受けているお客様が当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。

電気事業における個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的

- a. アイエスジー株式会社(以下、弊社といいます。)が取り扱う以下の個人情報については、弊社は電気事業における電力の供給の他、お客様の本人確認、与信管理、電気供給に基づく料金計算および請求、これらに関するお客様へのご連絡、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要となる範囲内で利用します。また、個人情報の取得に当たっては、適法かつ公正な手段を用います。
 - i. 申込者および契約者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス等
 - ii. 電気料金の請求書、領収証等の送付先住所、氏名、電話番号等
 - iii. 電気のご使用状況、ご請求金額、お支払い状況、お支払方法等のご利用料金に関する情報
 - iv. 金融機関の口座番号、口座名義、クレジットカード番号等
 - v. 運転免許証、パスポート等の本人確認書類に記載された情報
 - vi. お申込まいただいたサービス内容に関する情報
 - vii. その他お申込み履歴、ご意見・ご要望、お問い合わせ内容等の電気の供給に付随して取得した情報
- b. 弊社は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、本人の権利利益に最大限の配慮を払いつつ、上記a.の利用目的以外の目的のために個人情報を取り扱うことがあります。
 - i. 法令等に基づく場合。
 - ii. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - iii. 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
 - iv. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

2. 個人情報の共同利用

- a. 弊社は、次の各号の者との間でお客様の個人情報を共同で利用することがあります。(※1)
 - i. 小売電気事業者(※2)
 - ii. 一般送配電事業者(※3)
 - iii. 電力広域的運営推進機関
 - iv. 需要抑制契約者(※4)
- b. 弊社は、上記aで定める者との間で、次の各号の目的でお客様の個人情報を共同利用します。
 - i. 託送供給契約または電力量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更または解約のため。
 - ii. 小売供給契約(離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。)または電気需給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)の廃止取次(※5)のため。
 - iii. 供給(受電)地点に関する情報の確認のため。
 - iv. 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため。
 - v. ネガワット取引に関する業務遂行のため。
- c. 弊社は、上記a.で定める者との間で、次の各号の情報を共同利用します。
 - i. 基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
 - ii. 供給(受電)地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続供給サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法
 - iii. ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
- d. 個人情報の共同利用にかかる管理責任者は次の通りです。

- i. 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（ただし、離島供給または最終保証供給を受けている需要家に関する基本情報については一般送配電事業者）
- ii. 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給地域とする一般送配電事業者
- iii. ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※1 弊社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限ってお客様の個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべての小売電気事業者、一般送配電事業者および需要抑制契約者との間でお客様の個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます。（事業者の名称、所在地につきましては、資源エネルギー庁のホームページ（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）をご参照ください。）

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます。（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigvousya.html>）をご参照ください。）

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客様から新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客様を代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約申し込みを行うことをいいます。

3. 個人情報の第三者提供

a. 弊社は、電気供給約款等に基づき、電気料金等に係る債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）を第三者に譲渡するにあたり、第三者による譲渡対象債権の請求および回収に用いるため、個人情報を譲渡対象債権の譲受人に提供します。

i. 提供する個人情報

- ・申込者および契約者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス等
- ・電気料金の請求書、領収証等の送付先住所、氏名、電話番号等
- ・お申し込んだサービス内容についての情報、電気のご使用情報、ご請求金額、お支払い状況、お支払方法等のご利用料金に関する情報

ii. 個人情報を提供する譲渡対象債権の譲受人 ・弊社所定のWebサイト、郵送その他の方法により通知いたします。

iii. 提供する個人情報の管理に関する責任者 ・アイエスジー株式会社

b. 弊社は、電気供給約款等に基づき電気の供給の他、お客様の本人確認、与信管理、電気の供給に基づく料金計算および請求、これらに関するお客様へのご連絡、その他電気需給契約および電気供給約款等に基づく契約内容に係る業務の一部を第三者に委託するにあたり、第三者による当該業務の実施および第三者の提供するサービスのご案内のため、個人情報を第三者に提供します。

i. 提供する個人情報

- ・申込者および契約者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス等
- ・電気料金の請求書、領収証等の送付先住所、氏名、電話番号等
- ・ご請求金額、お支払い状況、お支払方法等のご利用料金に関する情報

ii. 個人情報を提供する第三者 ・弊社所定のWebサイト、郵送その他の方法により通知いたします。

iii. 提供する個人情報の管理に関する責任者 ・アイエスジー株式会社

c. 弊社は、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託するにあたり、第三者による当該業務の実施のため、個人情報を第三者に提供します。この場合、弊社は、個人情報を適正に取り扱っていると認めた事業者等を選定し、委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、その他の個人情報の適正な取り扱いに必要な事項を定め、適切に第三者を監督します。

d. 弊社は、上記a.からc.にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、本人の権利利益に最大限配慮を払いつつ、個人情報を第三者に提供することがあります。

i. 法令等に基づく場合

ii. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

iii. 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

- iv. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

4. 個人情報の開示・訂正等

- a. 弊社は、各種サービスのご契約状況のお問合せ、料金明細の閲覧・発行等については、「ISGでんき事務局」にて受付いたします。なお、受付に当たっては、個人情報の本人であることを確認させていただきます。
- b. 弊社は、個人情報の本人から、自己に関する個人情報の開示の求めがあつた場合には遅滞なく対応することとし、次の各号のとおり手続きを定めます。手続きに関するお問合せは、「ISGでんき事務局」にて承ります。

- i. 申請方法 「ISGでんき事務局」までお問い合わせください。郵送によるお手続きをご案内いたします。
- ii. 本人であることの確認方法 申請にあつては、弊社の定めによる本人確認書類を同封願います。
- iii. 回答方法 弊社からの回答は、ご契約者様本人宛(契約者住所または請求書等送付先住所)に、簡易書留郵便にて送付いたします。
- iv. 開示に関する手数料

開示の手続きにあつては、次のとおり手数料が必要になります。申請書の基本項目については、電気需給契約ごとに手数料(1,000円+消費税等)をいただきます。基本項目以外(申請書の「その他の項目」欄にご記入いただいたもの)については、項目ごとに手数料(1,000円+消費税等)をいただきます。なお、申請書および回答書の各郵送料が別途必要になりますので、開示の手数料と併せてご請求させていただきます。これらの開示に関する手数料は、弊社が開示を決定した後にお支払いいただく電気料金に合算して請求いたします。なお、弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該求めに係る個人情報の全部または一部について開示を行わないことがあります。開示を行わないことを決定した場合はその旨、理由を付記してお知らせいたします。(その場合、手数料をお支払いいただく必要はありません。)

- 申請書に記載されている住所と本人確認書類に記載されている住所または弊社の登録住所が一致しない場合、その他本人確認ができない場合。
 - 所定の申請書類に不備があつた場合
 - 開示の求めの対象が弊社に存在しない場合
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - 弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
 - 他の法令等に違反することとなる場合
- c. 弊社は、個人情報の本人から、自己に関する個人情報の訂正等(訂正、追加もしくは削除または利用の停止もしくは第三者への提供の停止)の求めがあつた場合には、遅滞なく調査を行います。この場合において、当該求めに係る個人情報の内容が事実でない場合、その他当該個人情報の取り扱いが適正でないと認められる場合は、遅滞なく訂正等を行います。(訂正等のお申し出は、「カスタマーサービス課」までお願いいたします。)なお、弊社は、訂正等の申し出があつた場合においても、法令等の規定に基づき、当該求めに係る個人情報の全部または一部について、訂正等を行わないことがあります。
- d. 弊社は、個人情報の利用目的の通知を求められた場合は、「ISGでんき事務局」にて対応いたします。

5. 個人情報の取り扱いに関する相談窓口

弊社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見・ご要望がございましたら下記相談窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

名称：アイエスジー株式会社 ISGでんき事務局 Tel：0120-659-705

受付時間：月曜日～金曜日(祝日除く) 10時00分～17時00分

反社会的勢力でないことの確認

1. お客様及び弊社は、相手方が次のa.からe.のいずれかに該当する者(以下、「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何ら催告を要せず電気需給契約を解除することができるものといたします。
 - a. 暴力団
 - b. 暴力団員
 - c. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - d. 暴力団関係者
 - e. その他上記a.からd.に準ずる者
2. お客様及び弊社は、相手方が反社会的勢力と次のa.からe.のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、電気需給契約を解除することができるものといたします。
 - a. 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき
 - c. 自己または第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - e. その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. お客様及び弊社は、相手方が自らまたは第三者を利用して、次のa.からe.のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、電気需給契約を解除することができるものといたします。
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - e. その他上記a.からd.に準ずる行為
4. お客様及び弊社は、自己が請負もしくは受託した業務について、下請もしくは再委託する場合、次のとおり確約するものといたします。
 - a. お客様および弊社は、各々の下請もしくは再委託先業者(下請もしくは再委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含みます。以下、本項において同じ)が、上記1.a.からe.までおよび上記2.a.からe.までに該当しないことを確約し、将来に亘っても同様に該当しないことを確約するものといたします。。
 - b. お客様及び弊社は、各々の下請もしくは再委託先業者が、上記1.a.からe.および上記2.a.からe.までに該当することが本契約締結後に判明した場合には、直ちに当該下請もしくは再委託先業者との契約を解除し、または当該契約解除のための措置を取らなければならないものといたします。
 - c. お客様および弊社は、各々の下請もしくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求および業務妨害等の不当介入を受けた場合には、下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった事実を速やかに相手方に報告し、各々協力して捜査機関への通報および報告を行うものといたします。
 - d. お客様および弊社は、相手方が本項a.からc.までの規定に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものといたします。
5. 上記1.から4.までの規定により本契約を解除した場合において、解除された方に損害が生じても相手方は何らこれを賠償または補償することは要せず、また、解除した方に損害が生じたときは相手方にその賠償または補償を請求できるものといたします。